

事務事業名	地方交付税事務				担当	総務部 財政課 財政係			
政策名	G	効率的で市民にわかりやすいまちづくり				増補版施策名			
施策名	4	健全な財政運営				☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画					事業期間	☐ 単年度のみ			
法令根拠	地方自治法地方財政法地方交付税法					☒ 単年度繰延（開始年度 昭和29 年度～）			
予算科目	1. 一般会計	2. 総務費	1. 総務管理費	4. 財政管理費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）			
事業概要	・地方交付税とは、国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税をいう。 ・地方交付税は、地方公共団体の客観的な合理的基準によって交付される普通交付税（総額の94％）と災害等特殊事情を考慮して交付される特別交付税（総額の6％）がある。 ・普通交付税の交付を受けるため、基準財政需要額及び基準財政収入額を算定するが、このため、算定の基礎数値の照会を各担当課へ依頼し、数値の把握、計算、資料作成、報告等を行う。 ・特別交付税の交付を受けるため、特殊事情を示す基礎数値の把握、資料作成、要望等を行う。								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 31年度実績 ・普通交付税：基礎数値の報告→交付税算定資料提出→交付額決定→交付 ・特別交付税：基礎数値の報告→要望額調提出→交付額決定→交付 2年度計画 同上	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移 <table><tr><th>名称</th><th>単位</th><th>28 年度(実績)</th><th>29 年度(実績)</th><th>30 年度(実績)</th><th>31 年度(実績)</th><th>2 年度(見込)</th></tr><tr><td>ア 基準財政需要額測定単位数</td><td></td><td>61</td><td>61</td><td>60</td><td>57</td><td>57</td></tr><tr><td>イ 基準財政収入額区分数</td><td></td><td>28</td><td>28</td><td>28</td><td>36</td><td>36</td></tr><tr><td>ウ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>エ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>オ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)	ア 基準財政需要額測定単位数		61	61	60	57	57	イ 基準財政収入額区分数		28	28	28	36	36	ウ							エ							オ						
名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)																																					
ア 基準財政需要額測定単位数		61	61	60	57	57																																					
イ 基準財政収入額区分数		28	28	28	36	36																																					
ウ																																											
エ																																											
オ																																											
②対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等 ・普通交付税：基礎数値 ・特別交付税：基礎数値、特殊事情	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移 <table><tr><th>名称</th><th>単位</th><th>28 年度(実績)</th><th>29 年度(実績)</th><th>30 年度(実績)</th><th>31 年度(実績)</th><th>2 年度(見込)</th></tr><tr><td>ア 基準財政需要額</td><td>千円</td><td>13,720,252</td><td>13,630,191</td><td>13,748,884</td><td>13,915,627</td><td></td></tr><tr><td>イ 基準財政収入額</td><td>千円</td><td>10,904,081</td><td>10,853,385</td><td>11,157,055</td><td>11,175,626</td><td></td></tr><tr><td>ウ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>エ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>オ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)	ア 基準財政需要額	千円	13,720,252	13,630,191	13,748,884	13,915,627		イ 基準財政収入額	千円	10,904,081	10,853,385	11,157,055	11,175,626		ウ							エ							オ						
名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)																																					
ア 基準財政需要額	千円	13,720,252	13,630,191	13,748,884	13,915,627																																						
イ 基準財政収入額	千円	10,904,081	10,853,385	11,157,055	11,175,626																																						
ウ																																											
エ																																											
オ																																											
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） ・普通交付税の算定 ・特別交付税の確保	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移 <table><tr><th>名称</th><th>単位</th><th>28 年度(実績)</th><th>29 年度(実績)</th><th>30 年度(実績)</th><th>31 年度(実績)</th><th>2 年度(見込)</th></tr><tr><td>ア 普通交付税額</td><td>千円</td><td>2,768,312</td><td>2,674,752</td><td>2,446,187</td><td>2,512,428</td><td></td></tr><tr><td>イ 特別交付税額</td><td>千円</td><td>1,122,233</td><td>644,400</td><td>816,825</td><td>560,192</td><td></td></tr><tr><td>ウ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>エ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>オ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)	ア 普通交付税額	千円	2,768,312	2,674,752	2,446,187	2,512,428		イ 特別交付税額	千円	1,122,233	644,400	816,825	560,192		ウ							エ							オ						
名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)																																					
ア 普通交付税額	千円	2,768,312	2,674,752	2,446,187	2,512,428																																						
イ 特別交付税額	千円	1,122,233	644,400	816,825	560,192																																						
ウ																																											
エ																																											
オ																																											
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） ・一般財源の確保	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移 <table><tr><th>名称</th><th>単位</th><th>28 年度(実績)</th><th>29 年度(実績)</th><th>30 年度(実績)</th><th>31 年度(実績)</th><th>2 年度(見込)</th></tr><tr><td>ア 一般財源に占める地方交付税の割合</td><td>%</td><td>17.8</td><td>15.6</td><td>14.0</td><td></td><td></td></tr><tr><td>イ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ウ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>エ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>オ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)	ア 一般財源に占める地方交付税の割合	%	17.8	15.6	14.0			イ							ウ							エ							オ						
名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)																																					
ア 一般財源に占める地方交付税の割合	%	17.8	15.6	14.0																																							
イ																																											
ウ																																											
エ																																											
オ																																											

(2) 総事業費の推移				単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
			県支出金	千円	0	0	0	0	0
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	0	0	0	0	0
			事業費計 (A)	千円	0	0	0	0	0
	人件費		正規職員従事人数	人	2	2	2	2	2
			延べ業務時間	時間	230	230	230	230	230
			人件費計 (B)	千円	955	955	959	930	930
			トータルコスト(A)+(B)	千円	955	955	959	930	930

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。	・地方交付税法の規定に基づき地方交付税を算定し、交付を受けるため開始された。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？	・国及び地方の財政危機を背景として、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲の三位一体改革が進められ、地方の財源構造に変化が生じた。 ・地方交付税改革においては、地方交付税制度による地方財政の財源保障及び調整機能の縮小が進められ、地方交付税の算定見直し、総額抑制が行われた。 ・平成19年度から包括算定経費(新型)が設けられ、需要額算定の簡素化が図られた。 ・合併に伴い、合併算定替の事務量が多くなった。 ・平成23年度から特別交付税は、従来からの通常分に加え、震災復興特別交付税が交付されたことにより増加している。 ・平成21年度の合併後7ヶ年度は、合併しなかった場合の普通交付税が全額保障され、その後5ヶ年度（0.9、0.7、0.5、0.3、0.1）は激変緩和措置が講じられる。本市では、平成28年度から始まった激変緩和期間が令和2年度で終了となる。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	